

大

厚生労働省発医政 1209 第 7 号
平成 22 年 12 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



平成 22 年度地域医療再生臨時特例交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「平成 22 年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」により行うこととされ、平成 22 年 11 月 26 日から適用することとされたので通知する。

平成22年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱（抜粋）

(通則)

1 地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

厚生省

(交付の目的)

2 この交付金は、都道府県の区域を基本とする地域における医療課題の解決に向けて策定する地域医療再生計画(広域的な医療提供体制に係る課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。以下同じ。)に基づく事業を支援するため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付対象事業)

3 この交付金は、平成21年6月5日医政発第0605008号厚生労働省医政局長通知別紙「地域医療再生基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づいて、都道府県が行う基金の造成(以下「事業」という。)に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、別表の第1欄に定める事業ごとに、当該事業を実施するための総事業費(既に実施している国庫負担(補助)金対象事業費及び既に実施している地方単独事業費を除く。)から新規又は拡充する国庫負担(補助)金対象事業に係る国庫負担(補助)金、都道府県又は事業者(管理運営要領第2(3)に定める事業者をいう。)が負担する額及び寄付金その他収入額を控除した額と別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別表)

1 事業	2 基準額
(1) 都道府県全域(三次医療圏)を対象とした医療課題の解決に必要な事業であって、地域医療再生計画で定めるもの	15億円
(2) 都道府県全域(三次医療圏)を対象とした医療課題の解決に必要な事業のうち、医療機関の統合再編を伴う整備など(1)の基準額を超える事業費を要する事業であって、地域医療再生計画で定めるもの	120億円の範囲内で(1)の基準額を超える額